

出生時両立支援助成金

男性従業員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組み、実際に男性従業員が育児休業を取得した場合に**60万円**支給されます。

平成28年4月1日より新設された助成金です！！

- ◆支給対象となるのは、**子の出生後8週間以内に開始する14日以上（中小企業は5日以上）**の育児休業です。
- ◆**過去3年以内**に男性の育児休業取得者が出ている事業主は**対象外**です。
- ◆支給対象となるのは、**1年度につき1人まで**です。

【支給額】 中小企業	取組及び育休1人目	: 60万円
	2人目以降	: 15万円
大企業	取組及び育休1人目	: 30万円
	2人目以降	: 15万円



・対象となる会社は？

過去3年以内に育児休業を取得した男性従業員がいない会社

・対象となる育児休業とは？

- ①子の出生後、**8週間以内**に開始すること
- ②**連続5日以上**休業すること

・育児休業を取得しやすい職場づくりとは？

育児休業制度等に関する資料の配布、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨、管理職向けの研修の実施 など

・育児休業中の給与は？

就業規則にて無給と定めている場合は、無給となります。

ただし、雇用保険から「**育児休業給付金**」(休業開始時賃金日額の50～**67%**)が支給される場合があります。



その他要件など、詳細については、お気軽にお問い合わせください！！

中谷社会保険労務士事務所

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-8-32 中谷ビル

TEL: 06-6443-2090、FAX: 06-6443-2099、E-mail: info@nakatani-sr.jp